主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人菱川嘉三の上告趣意は、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告 理由に当たらない(なお、第一審判決には、労役場留置及び没収の言渡しについて、 その根拠法条を摘示しない違法があり、また原判決には、これを看過した違法があ るが、いまだ同法四一一条を適用すべきものとは認められない。)。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成六年六月一〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	根	岸	重	治
裁判官	中	島	敏 次	郎
裁判官	木	崎	良	平
裁判官	大	西	勝	也